

# 心のバリアフリーの取組状況

平成28年3月31日

内閣官房オリパラ事務局

(内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局)

# 1. 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）（抜粋）

## 4. 大会を通じた新しい日本の創造

（中略）

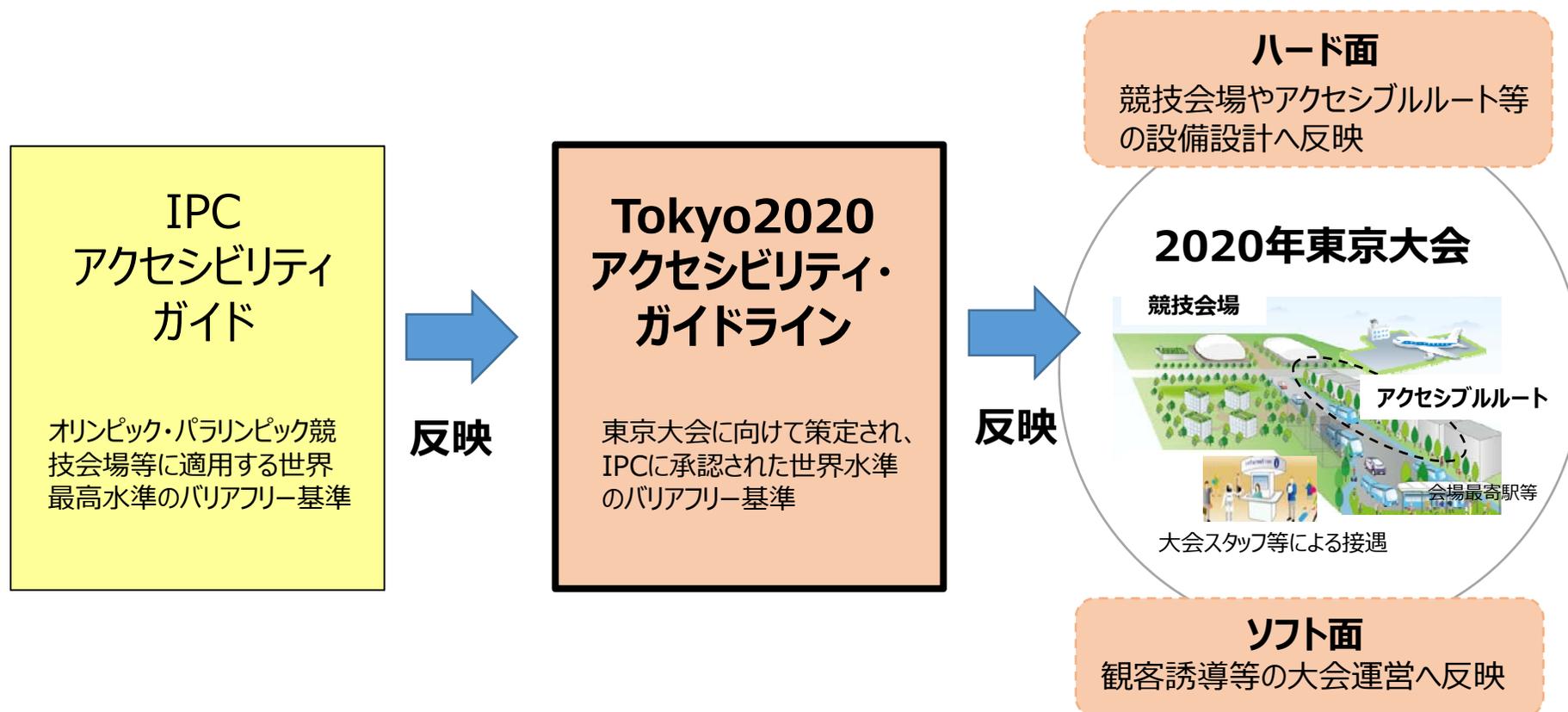
### ②ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー

高齢化が進展する中で、障害者・高齢者にとどまらず、全ての人々の社会参加を促進し、活躍の機会を増やすため、パラリンピック競技大会の開催を通じて、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの考えに基づいた街づくりを推進する。このため、全国展開を見据えつつ、東京において、世界に誇れる水準でユニバーサルデザイン化された公共施設・交通インフラを整備する。特に、「アクセシビリティガイドライン」を踏まえ、障害の有無にかかわらず全ての人にとってアクセス可能な大会を実現する。

**障害の有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」**を推進することにより、**共生社会の実現**につなげる。このため、障害者スポーツを全ての子供たちが体験するなどの取組を通じて、教育現場・地域における交流及び共同学習のより一層の充実を図る。

## 2. 東京大会におけるバリアフリー対応の概要

- ・東京大会は、国際パラリンピック委員会（IPC）で承認された世界水準のバリアフリー基準（**Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン**）に沿って運営される。
- ・Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインは、**競技会場やそのアクセス経路**（“**アクセシブルルート**”として組織委員会が選定するもの\*）等における**施設整備等のハード面**や**大会スタッフ等による接遇のソフト面**との両面が規定される。 \*現時点でアクセシブルルートは未決定



### 3. 東京大会におけるバリアフリー対応に向けた接遇テキスト

- ・様々な障害者団体等の意見を取り入れ、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインを踏まえ、更に詳しい大会スタッフ・ボランティア向けの**接遇テキスト**を策定する。
- ・同テキストには、**行動に様々な制約のある方の特性**や**具体的な接遇方法**を記載する。

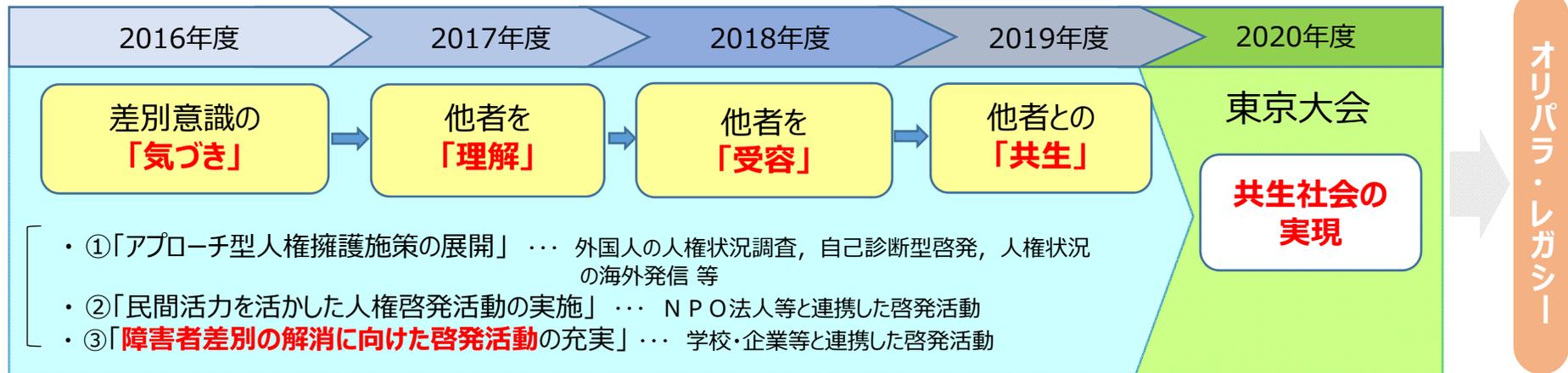
#### <大会スタッフ・ボランティア向け接遇テキスト 目次（現状案）>

1. 接遇の基本			
2. サポート方法の習得	2.1	<b>「スムーズな移動がしにくい人」</b> <sup>*1</sup> に対するサポート <small>*1 車いす使用者、介助犬を連れている方、杖や歩行補助具を使っている方、妊娠中の方、高齢者、乳幼児連れの方及び内部障害がある方</small>	<検討中の項目の一例>  車椅子での段差の上り方、溝の越え方などの説遇方法等（2.1）
	2.2	<b>「視覚による情報が得にくい人」</b> <sup>*2</sup> に対するサポート <small>*2 弱視、特定の色が認識しづらい色覚特性のある方を含む</small>	
	2.3	<b>「音声による情報が得にくい人」</b> に対するサポート	
	2.4	<b>「伝えること・理解することに配慮が必要な人」</b> <sup>*3</sup> に対するサポート <small>*3 知的障害のある方、精神障害のある方、発達障害のある方、失語症の方、高次脳機能障害の方・認知症の方</small>	
	2.5	<b>「補助犬を同伴する人」</b> <sup>*4</sup> に対するサポート <small>*4 介助犬、盲導犬、聴導犬ユーザー</small>	

## 4. 障害者・外国人等への理解促進

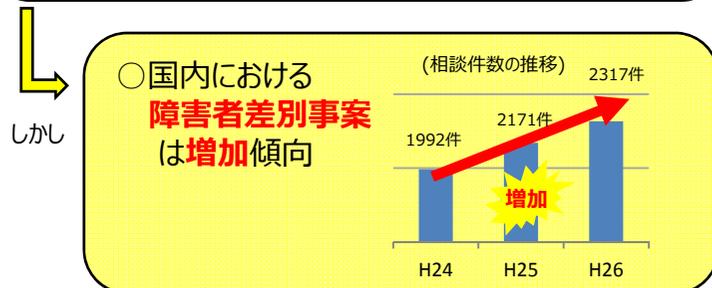
大会へ向けて、全国で**障害者・外国人等**に対する**差別解消**に向けた**人権啓発活動**等を集中的に実施し、広く障害者・外国人等への理解を促進する。

### <工 程>



### 障害者に関する動向

「障害者差別解消法」施行及び同基本方針策定，「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催」  
⇒**国内外での障害者問題への関心の高まり**



### 平成28年度新規

障害者差別の解消に向けた**啓発活動の充実**

- **社会福祉施設・主要駅などへのポスター掲示**
- 啓発冊子を利用した**人権教室・企業啓発の実施**

### 効果

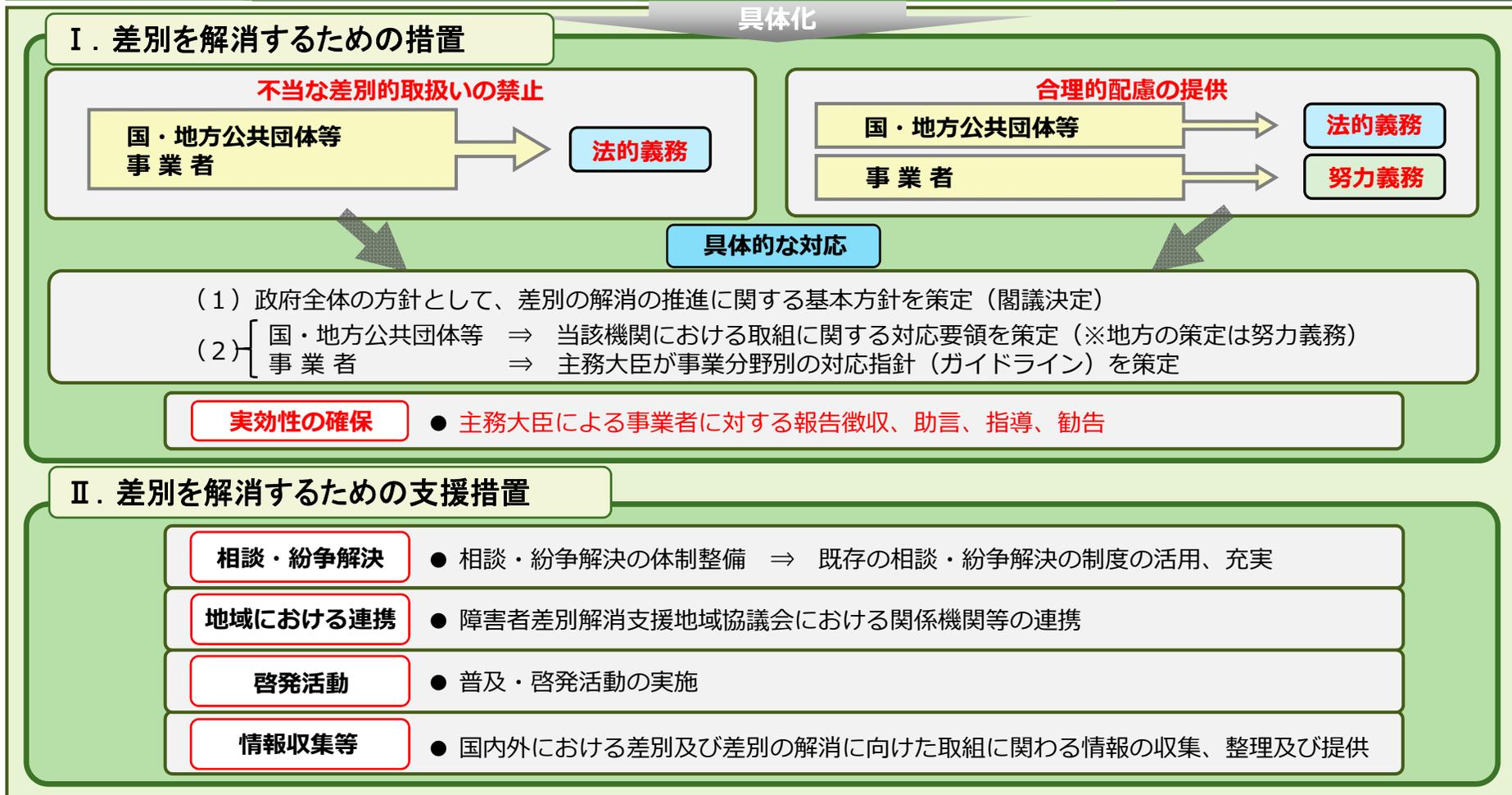
障害の有無にかかわらず相互に尊重し合う共生社会の実現

人権大国・日本の構築

# 5. 障害者差別解消法の概要

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--



## 6. オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業

### オリパラ教育の必要性

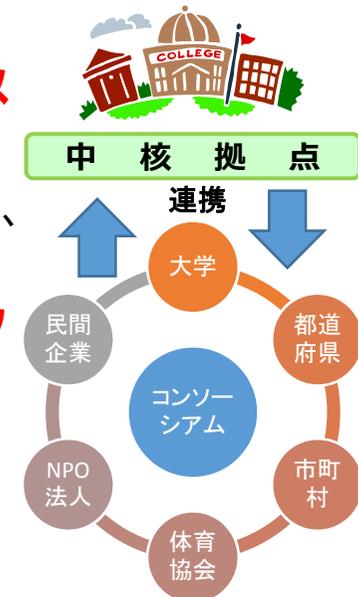
- ・2020年に向けて、大会に向けた盛り上げが必要。特に**パラリンピックへの関心**向上が課題。
  - ・オリパラ教育は、大会そのものへの興味関心の向上だけでなく、スポーツの価値への理解を深めるとともに、規範意識の涵養、国際・異文化理解、**共生社会への理解**にもつながる。
- 我が国の無形のレガシーとして残すべく、オリパラ教育の**全国展開**が必要。

### 課題

- ・地域によってオリパラ教育に対する関心やオリパラに関する情報や教育資源に差あり。
- ・意欲的な教育機関や企業、NPO、競技団体等もあるが、効果的なマッチングに課題。
- ・2020年以降も見据え、継続的・組織的に取り組んでいく**体制が脆弱**。

### 具体策

- ・全国各地に、地域の教育機関、民間団体等を巻き込んだ**オリパラ・ムーブメント推進コンソーシアム**を形成。
- ・オリパラ教育に関する専門的な知見・実績を有する大学等を中核拠点として、各地域のコンソーシアムを支援。  
→各地域で、オリンピック・**パラリンピアンとの交流**、市民セミナー、**オリンピック・パラリンピック推進校**等の取組を推進。（地域のスポーツ・国際交流・文化活動とも連携。）
- ・各地のコンソーシアムによる連携・情報共有の促進  
（効果的な教育手法開発、指導者養成、先進事例共有等を図り、地域の活動を促進）



## 7. 東京都のオリンピック・パラリンピック教育について

・本年1月に東京都教育委員会がとりまとめた「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針では、**都内全て**の公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校において、2020年に向けて**オリンピック・パラリンピック教育**を実施することとしており、その重点的な取組の一つとして、パラリンピック競技や障害者スポーツの体験等を通じた**障害者理解の促進**が位置付けられている。

＜オリンピック・パラリンピック教育の実践例（抜粋）（東京都教育委員会「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針より）＞

[注] 「総合」は「総合的な学習の時間」を、「特活」は「特別活動」を示す。

		学ぶ (知る)	観る	する (体験・交流)	支える
オリンピック・パラリンピックの精神		(省略)			
ス ポ ー ツ	オリンピック競技	○ 陸上競技が、古代オリンピック、近代オリンピック競技大会で主要な競技として発展した成り立ちを学ぶ。 (保健体育)	○ 運動会や体育祭をオリンピックに関連付けて企画したり、外部指導者を招いてオリンピックの各種目を体験したりすることなどにより、体育授業の充実を図り、体力向上を図る。(保健体育、特活)	<異校種間の連携> ○ 中学生が小学生のスポーツ活動や運動会をサポートする。(特活) ○ 高校生が中学校の部活動をサポートする。	
	パラリンピック競技・障害者スポーツ	○ パラリンピックの歴史、意義、人物、競技種目等や、障害者スポーツのルールなどを学ぶ。(総合)	○ 外部指導者を招いてパラリンピックの各種目や障害者スポーツを体験したり、体育授業の充実を図ったりすることなどにより、 <b>障害者理解を促進</b> するとともに、体力向上を図る。(保健体育、特活)		
文 化	日本文化	(省略)			
	国際理解・交流				
環境（持続可能性）		(省略)			

## 8-①. 学習指導要領等における障害者への理解や接し方等に関する記述

**学習指導要領の総則**等において、**障害のある幼児児童生徒**との**交流及び共同学習**や、**障害のある人**との**触れ合い**、社会体験等の**体験活動**の充実等について規定。

- 小学校学習指導要領 **総則**：指導計画の作成等に当たって**配慮すべき事項**  
「…特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、**障害のある幼児児童生徒**との**交流及び共同学習**…の機会を設けること。」（※幼稚園、中学校、高等学校にも同様の規定あり。）
- 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 **総則**：指導計画の作成等に当たって**配慮すべき事項**  
「小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童、生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、…他の**特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図る**こと。」  
（※高等部にも同様の規定あり。）
- 小学校学習指導要領 **生活**：指導計画の作成と内容の取扱いにおける**配慮すべき事項**  
「具体的な活動や体験を行うに当たっては、…**障害のある児童生徒**などの多様な人々と**触れ合う**ことができるようにすること。」
- 小学校学習指導要領 **特別活動**：指導計画の作成と内容の取扱いにおける**配慮すべき事項**  
学校行事の実施にあたり、「**障害のある人々などとの触れ合い**、…社会体験等の**体験活動**を充実する」  
（※ 中学校、高等学校にも同様の規定あり。）

<交流及び共同学習ガイド（小・中学校等において交流及び共同学習が積極的に取り組まれるよう、実際に推進していく際のおよその手順を説明した「交流及び共同学習ガイド」を作成し、文部科学省HPに掲載）>



音楽の授業での交流



友達の似顔絵を描いてプレゼント



交流を重ねることで互いを認め合う

## 8-②. 学習指導要領等における障害者への理解や接し方等に関する記述

- 従来より、小・中学校の「**道徳の時間**」においては、誰に対しても**公正・公平な態度**で接することや、**思いやりの心**を持つこと、それぞれの**個性や立場を尊重**することなどについて指導。
- 小学校で平成30年度、中学校では31年度から実施される「**特別の教科 道徳**」（道徳科）においては、児童生徒の発達の段階をより一層踏まえた体系的なものへと内容を改善。

＜「特別の教科 道徳」における指導内容（例）＞

- 「誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、**公正、公平な態度**で接し、正義の実現に努めること」（小学校5・6年）
- 「誰に対しても**思いやりの心**をもち、相手の立場に立って親切にすること」（小学校5・6年）
- 「それぞれの**個性や立場を尊重**し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び…」  
（中学校）

＜文部科学省作成の道徳教育用教材「私たちの道徳」における関係部分の例＞

鏡めい学び合う心を

いろいろな人の  
ものの見方や考え方から学ぶことで  
自分がより大きくなる

自分とは違うからこそ、学ぶ価値がある。  
多くの人と出会い、関わり合う中で  
自分では気付かなかった周囲の人のものの見方や考え方に謙虚に学ぶことは、  
人間としての成長に大きく役立つだろう。



◎異なる意見を尊重しつつ、自分も成長していくにはどうすればよいか、考えてみよう。

他の人の立場や考えを  
理解していない自分に  
気付いた経験がありますか



あなたには  
自分のことを他の人に分かってもらえずに  
悔いた経験はないだろうか。  
他の人に理解されないときは  
どんな気持ちだっただろう。  
相手が理解してくれなかったのはなぜだろう。  
反対に、自分が相手の考えを理解していなかったと  
気付いたことはなかっただろうか。

人にはいろいろな事情があり、考え方も十人十色。  
相手の考えや立場を尊重しながら  
人間関係をうまくしていくのは難しいことだけど、  
それだけに互いに理解し合えたときには、  
うれしい気持ちになる。

思いやりの心があるから  
共に生きられる

困っている人を見ると心配になる。  
何とかしたくなる。  
それが「思いやり」の入り口。




だれにでもある心の温かさ。  
どうすればあの人のためになるのかと  
考えてみる。  
それが、あなたの思いやり。  
あなたらしい思いやりの心を育てよう。

(2) 相手の立場に立って親切に

(2) 公正、公平な態度で  
みんな同じかけがえない一人の人間

男性も女性も  
子供もお年寄りも  
世界中の  
だれもが  
みんな同じ  
かけがえない  
一人の人間。

ふと知らないうちに  
だれかの心を  
傷つけてしまっていることがある。  
知らず知らずのうちに  
かたよった見方や考え方をしてしまう。  
そんなことはないだろうか。

## 8-③. 学習指導要領等における障害者への理解や接し方等に関する記述

- 小・中学校における「道德の時間」が「特別の教科 道德」（道德科）と位置付けられることに伴い、新しい学習指導要領解説において、多様な教材の開発・活用を促すとともに、スポーツを題材とした教材として、オリンピックや**パラリンピック**などの世界を舞台にして活躍するアスリートやそれを支える人々の**チャレンジ精神**や**力強い生き方**、**苦悩**などに触れ、それに基づき自己を見つめる学習を深めるものが想定される旨を新たに記載。（平成27年7月）
- 上記を踏まえ、平成28年4月から使用される「私たちの道德」に、**佐藤真海さんのエピソード**を紹介する教材を追加。

<文部科学省作成の道德教育用教材「私たちの道德」における関係部分の例>

生きる喜びを感じて



Photo/Shigeo TAKEMI

真海はその言葉を大事にしながら、今も次の大会に向け記録に挑戦している。

オリンピック・パラリンピック招致のための最終プレゼンテーション、真海は笑顔でこう話した。

「私がここにいるのは、スポーツによって救われたからです。スポーツは私に人生で大切な価値を教えてくださいました。それは、二〇二〇年東京大会が世界に広めようと決意している価値です。……十九歳のときに私の人生は一度止まりました。私は、陸上選手で水泳していました。また、チアリーダーでもありました。そして、初めて足首に痛みを感じてから、たった数週間、うらに骨肉腫により足を失ってしまいました。もちろん、それは過酷なことでした。望みのふちにすすみませんでした。でも、それは大学にもどる、陸上に取り組むまでのことでした。私は目標を決め、それをこえることに喜びを感じ、新しい自信が生まれました。そして、何より私にとって大切なものは、私がついてくるものであった。私が失ったものではないという喜びを感じました。……」

生きる喜びを感じて

子どもなく、「良い子」とか「強い子」とよく言われていた真海であったが、病院ではとても「悪い子」ではいられた。『つらい』『苦しい』『もいや』……。何度も弱音をはいた。手術は無事に成功したが、真海は右足のひざから下を失った。

翌年の十月、真海は、退院して大手生活にもどった。笑顔にわかえられて感激を味わった大学復帰であったが、その喜びも長くは続かなかった。友人たちから明るく楽しそうにサークル活動をしたり、就職の話をしたりしていた。大学は、若さとエネルギーが満ちあふれている場所。多くの人が自分の明るい未来を信じている。

それに引きかえ自分はどうだろうか。以前のようにとんだりはねたりすることはできない。自分にどんな夢や希望があるのか。周囲の友人たちの元気な姿を見れば見るほど気持ちがいっぱいで、気が付くと、友人たちと会うのをさげ、必要な授業にだけ出席するとそそくさと家に帰る。そんな毎日になった。



病院で過ごした初めての夜は、十二月二十四日のクリスマスイブだった。窓の外はなややかな様子では対照的に自分は一人ベッドの上にいる。おし寄せしてくる不安やさびしさと必死にたかっていた。闘病生活は決して楽なものではなかった。あまり泣いたり弱音をはいたりするでもなかった。

病院での診断は骨肉腫。治療がうまくいっても右足のひざから下は残せないという。当時、大学のチアリーダーとして活躍していた真海にとって、足を失うことは、生きがいを失うことでもあった。

病院での診断は骨肉腫。治療がうまくいっても右足のひざから下は残せないという。当時、大学のチアリーダーとして活躍していた真海にとって、足を失うことは、生きがいを失うことでもあった。

真海のチャレンジ—佐藤真海—

平成二十五(二〇一三)年九月七日、アルゼンチンのブエノスアイレスで開かれた国際オリンピック委員会総会で、二〇二〇年オリンピック・パラリンピックを東京に招致するための最終プレゼンテーションが行われた。日本代表団のトップパターとしてステイジーに立ったのは日本で初めて義足を着けてパラリンピックに出場した女子陸上選手、佐藤真海であった。

(足が痛いな)と思うようになったのは、平成十三(二〇〇一)年の秋、五であった。最初は(ねんざかな)と思う程度のわずかな痛みであったが、痛みは次第に増していき、十二月には、まともに歩けるような状態ではなくなっていた。

## 9. 既存の交通事業者向けバリアフリー教育訓練プログラム（事例）

- 交通サポートマネージャー研修（旧BEST研修）  
平成21年より、（公財）交通エコロジー・モビリティ財団では、**交通事業者**を対象とし、**障害者等への接遇及び介助水準の向上**のための教育訓練プログラムを実施。  
（障害者が講師として参加する、座学、実技演習を含む2日間のプログラム）
- 手話研修  
同財団では、平成16年より、交通事業者を対象とし、**手話教室**も実施。

＜交通サポートマネージャープログラム例及びその様子＞

		内容
1日目	午前	オリエンテーション
		バリアフリー法の取り組みの状況と接遇・介助の必要性（40分）
		グループディスカッション（40分）
	午後	障害の理解とコミュニケーションの基本（60分）
		障害のあるお客さまの日常生活と移動（100分）
		接遇・介助方法の習得－実技演習（60分） 【車いす】
	接遇・介助方法の習得－実技演習（30分） 【聴覚障害】	
2日目	午前	グループディスカッション（40分） （1日目で学んだことの振り返り・意見交換）
		障害のあるお客さまの日常生活と移動（60分）
	午後	障害のあるお客さまの日常生活と移動（30分）
		接遇・介助方法の習得－実技演習（60分） 【視覚障害】
		グループディスカッション 気づきのトレーニング （ケーススタディ）（120分）

・障害のあるお客様の日常と移動（座学）



・接遇・介助方法の習得（車いす）



＜手話教室の様子＞



（資料：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団HPより）

# 10. オリパラを見据えた観光地のバリアフリー化の評価に関する調査研究 (概略)

- 国土交通省において、現地調査等を通じて、**バリアフリー評価指標**を作成し、観光地におけるバリアフリー情報提供のあり方や、全国の観光地への普及方策等について議論を行っているところ。
- 当該指標に、アクセシビリティに配慮が必要な観光客への**接遇等ソフト面**についても、織り込むことが重要。

### 調査概要

#### ＜調査方針＞

- ①観光地・観光施設の特徴を考慮
  - ・観光地・観光施設においては自然資源や歴史資源の保全が求められることも多く、画一的なバリアフリー化を促すことは難しいことに留意。
- ②ソフト面の対応の重要性を考慮
  - ・ハード面の対応だけではアクセシビリティの改善が困難な場合は、**人的対応等ソフト面**の対応によるカバーが重要。
- ③多様な観光客のニーズに対応する指標を検討
  - ・様々な特性を持った観光客のニーズに応えるには、一律の基準化は難しいため、本当に欲しい情報を把握し、現況を正確に分かりやすく伝えるという観点が必要。
- ④情報の鮮度を考慮
  - ・情報が古いままのバリアフリー情報は有害になることがあるため、情報の鮮度も重要な指標としてとらえる。
- ⑤評価指標の汎用性・標準化を考慮
  - ・本調査における現地調査の実態把握が目的ではなく、全国の各観光地域で使用できる指標を作成することを目標とする。

#### ＜業務概要＞

- a.事前調査等の実施
  - ・全国の主要な観光地のバリアフリー情報を収集・分析
- b.対象エリアにおける実地調査の実施
  - ・拠点駅等からの観光地アクセス、周辺施設、宿泊施設等の現状調査。
- c.バリアフリー化指標の検討
  - ・aおよびb(既存資料や今回対象エリアの調査結果)に基づき、バリアフリー化の状況の評価する指標を検討する。
- d.検討会の開催
  - ・a～cの検討を行うにあたって、有識者、国、自治体、交通事業者等による検討会を開催し、評価指標を取りまとめる。

オリパラを見据えた観光地のバリアフリー化の評価に関する検討会

<p><b>第1回</b> (11/11)</p> <p>業務の全体計画・進め方、調査対象の設定</p>	<p><b>第2回</b> (1/18)</p> <p>全国の既存情報の整理結果、対象観光施設等の現状、指標案の検討</p>	<p><b>第3回</b> (3/17)</p> <p>バリアフリー化指標の検討</p>
--	--	--

モニター調査実施

### とりまとめ (3月)

○アクセシブルな観光地の条件を抽出し、評価のあり方、指標のあり方をとりまとめ

アクセシブルな観光地の評価指標

▼

#### ＜活用イメージ＞

- ・旅行前の比較検討手段として
- ・他の観光地の整備目安として

※イメージ

奈良公園

バリアフリー指数

**4.0**

★★★★☆

口コミ: 35件

(写真提供: 一般社団法人奈良県ビジターズビューロー)

観光地・施設区分	対象	評価
観光施設	段差、トイレ、通路、...	○
飲食施設	段差、トイレ、通路、...	◎
宿泊施設	段差、トイレ、通路、...	◎
駐車場	段差、トイレ、通路、...	...
...	...	...

# 11.多機能トイレへの利用集中の実態把握と今後の方向性について

- 国土交通省において、平成23年度に多機能トイレの利用実態を調査し、今後のトイレ整備の方向性について取りまとめた。これを基に**一般の利用者のマナー向上**に関するパンフレットを作成し、広く展開するとともに、機能分散の考え方等をバリアフリーガイドラインに記載。
- しかし、現在、依然として、一般の利用者のマナー向上が**継続的な課題**として残るとともに、**目に見えない障害のある利用者への配慮**が課題となっている。

## <調査の背景>

駅や建築物などに、近年、子ども連れなどにも利用できる**多機能トイレ**が数多く設置。

車いす利用者などの障害者だけではなく、**高齢者、子ども連れなどによる利用が集中し、車いす利用者が使いにくくなっている**という指摘



## <調査結果概要>

- 車いす使用者のうち約94%の方が、多機能トイレで待たされた経験がある。
- 多機能トイレで待たされた車いす使用者のうち約83%の方が子ども連れ、約71%の方が障害者に見えない人が多機能トイレから出てくることを経験している。
- 車いす使用者のうち約75%の方が、多機能トイレが不足していると感じている。

## <今後のトイレ整備の方向性>

### 1. 一般の利用者のマナー向上が必要

- 車いす使用者は広いトイレ空間が不可欠のため健康者が長時間占有することがないよう啓発が必要

→ 一般利用者のマナー向上に関するパンフレットを作成(平成24年3月)。

### 2. 多機能トイレの機能分散を図る等のトイレ空間の充実が必要



一般利用者のマナー向上に関するパンフレット

## 12. 東京都ボランティア活動推進協議会

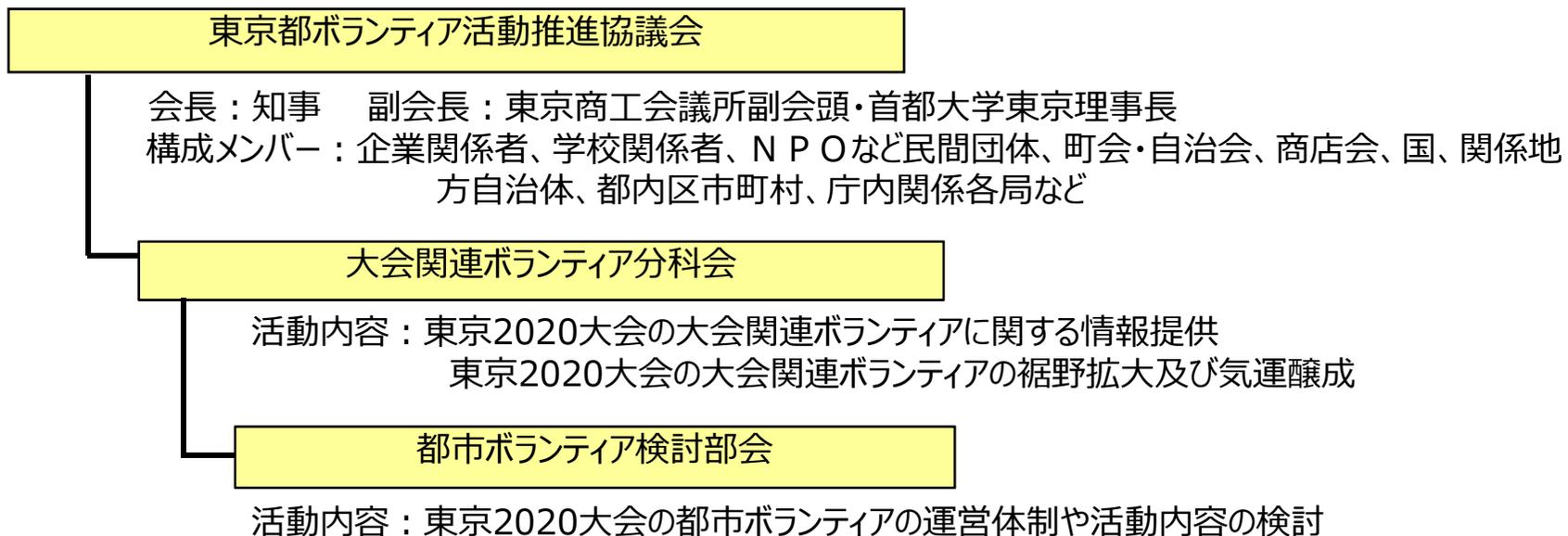
- ・東京都が、行政・民間団体などの多様な主体を集め、広く都民にボランティア参加を呼び掛けていくなど、ボランティア気運を醸成するとともに、東京2020大会の成功に向けて、ボランティア活動を円滑に推進するため、「東京都ボランティア活動推進協議会」を設置。
- ・**障害者自身によるボランティアへの参画**については今後の検討課題。

### <協議会の役割>

協議会は、ボランティア活動を推進することについて賛同する団体等で構成し、意見交換、情報共有等を行い、以下の役割を担う。

- (1) 情報発信 : 活動に関心の薄い若年層や受入れ側などへの情報の発信
- (2) 裾野拡大 : 新たな受入機会や活動しやすいメニュー開拓の働きかけ
- (3) 大会成功 : 大会関連ボランティアの裾野拡大・都市ボランティアの体制検討

### <組織体制図>



## 13. ボランティア休暇制度の導入事例

休暇の目的や取得形態を労使による話し合いにおいて任意で設定できる法定外休暇には、「労働者が自発的に無報酬で社会に貢献する活動を行う際、その活動に必要な期間について付与される休暇（**ボランティア休暇**）」があり、**障害者スポーツ大会等のボランティア活動**に向けた導入事例あり。

<導入例：平成27年度 厚生労働省委託事業「特別な休暇制度特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及のための広報事業」HPより抜粋>

### 『A社：ナイスライフ休暇』

当社にはスポーツや音楽イベントなどへのメセナ活動の企業文化が根づいています。その社風を色濃く反映させた制度が、1992年から始めた「ナイスライフ休暇」です。これはボランティア活動や公共イベント支援などを行う社員に年間12日の休暇を認める制度です。

これには個人申請と社内募集という2つの取得パターンがあります。

個人申請する「ナイスライフ休暇」の例では、イベントへの参加がよく見られます。たとえば障害をもつ子供達との宿泊活動、障害者スポーツ指導員や大会ボランティア、国体などのスポーツ大会の運営を中心にして、毎年15～30名がこの制度を利用しています。

また、社内募集による「ナイスライフ休暇」の例では、2011年の夏、東日本大震災のボランティア活動に約250名が参加しました。



震災ボランティアで活躍する社員

## 14. 障害者の被災データ

東日本大震災において、**障害者の死亡率**は被災住民全体の死亡率の**約2倍**（高いところでは**約3倍**）との調査もなされているところ。

＜東日本大震災における障害者の死亡状況について＞

		①全体死亡率	②障害者死亡率
岩手県	宮古市	0.87%	1.07%
	大船渡市	1.02%	2.07%
	陸前高田市	7.55%	8.99%
	釜石市	2.42%	2.49%
	大槌町	8.04%	9.39%
	山田町	4.16%	5.30%
	田野畑村	1.01%	1.48%
	野田村	0.58%	0.73%
宮城県	仙台市	0.07%	0.12%
	石巻市	2.22%	5.03%
	塩竈市	0.08%	0.00%
	気仙沼市	1.68%	3.85%
	名取市	1.25%	2.03%
	多賀城市	<b>0.20%</b>	<b>0.73%</b>
	岩沼市	0.34%	0.79%
	東松島市	2.39%	5.94%

		①全体死亡率	②障害者死亡率
宮城県	亘理町	0.88%	1.66%
	山元町	3.69%	5.79%
	松島町	<b>0.11%</b>	<b>0.28%</b>
	七ヶ浜町	0.46%	0.91%
	女川町	8.16%	13.39%
	南三陸町	<b>4.55%</b>	<b>12.56%</b>
	福島県	いわき市	0.13%
相馬市		1.24%	1.21%
南相馬市		1.34%	0.36%
楡葉町		0.90%	2.15%
富岡町		<b>0.84%</b>	<b>2.44%</b>
大熊町		0.43%	0.00%
双葉町		1.36%	0.53%
浪江町		1.71%	1.99%
新地町		<b>1.41%</b>	<b>3.74%</b>
計		<b>0.78%</b>	<b>1.43%</b>

\* 人口：平成22年度国勢調査 \* 死者（全体）、死者（障害者）：各自治体に問い合わせ \* 死者：死亡認定含む

【データ：平成24年9月5日現在 NHK調べ】

## 15. 第3回国連防災世界会議における障害者に関する取組

- 平成27年3月、宮城県仙台市において、第3回国連防災世界会議が開催され、その全体会合の中で、全盲のタイの国会議員であるブタン氏が以下の主張を行った。
  - 各国が取り組む防災の行動枠組を**障害者を含めインクルーシブ**なものとすること
  - 障害者への平等なアクセス**の保障や、**障害者の防災政策への積極的関与**が重要であること
- その後のワーキングセッション等において障害者をテーマとした議論がなされ、最終日に採択された「仙台防災枠組2015-2030」において、防災対策における**障害者の重要性**が明記された。

### 仙台防災枠組（仮訳・抜粋）

（外務省HPより）

（中略）

7. **災害リスク**に対して、より広範で、より人間を中心にした予防的アプローチがなければならない。…（略）…政府は、女性、子供と青年、**障害者**、貧困者、移民、先住民、ボランティア、実務担当者、高齢者等、関連するステークホルダーを、**政策・計画・基準の企画立案及び実施に関与させるべき**である。

（中略）

32. …（略）…女性や**障害者に力を与え**、男女平等や**ユニバーサルアクセス**を可能とする**対応・復興再建・復旧アプローチ**を公的に牽引し、促進することが鍵となる。

（中略）

36. (a) (iii) **障害者及び障害者団体**は、特に、**ユニバーサルデザインの原則に沿った災害リスク評価**や、具体的要件に適合する**計画の立案及び実施**において重要である。

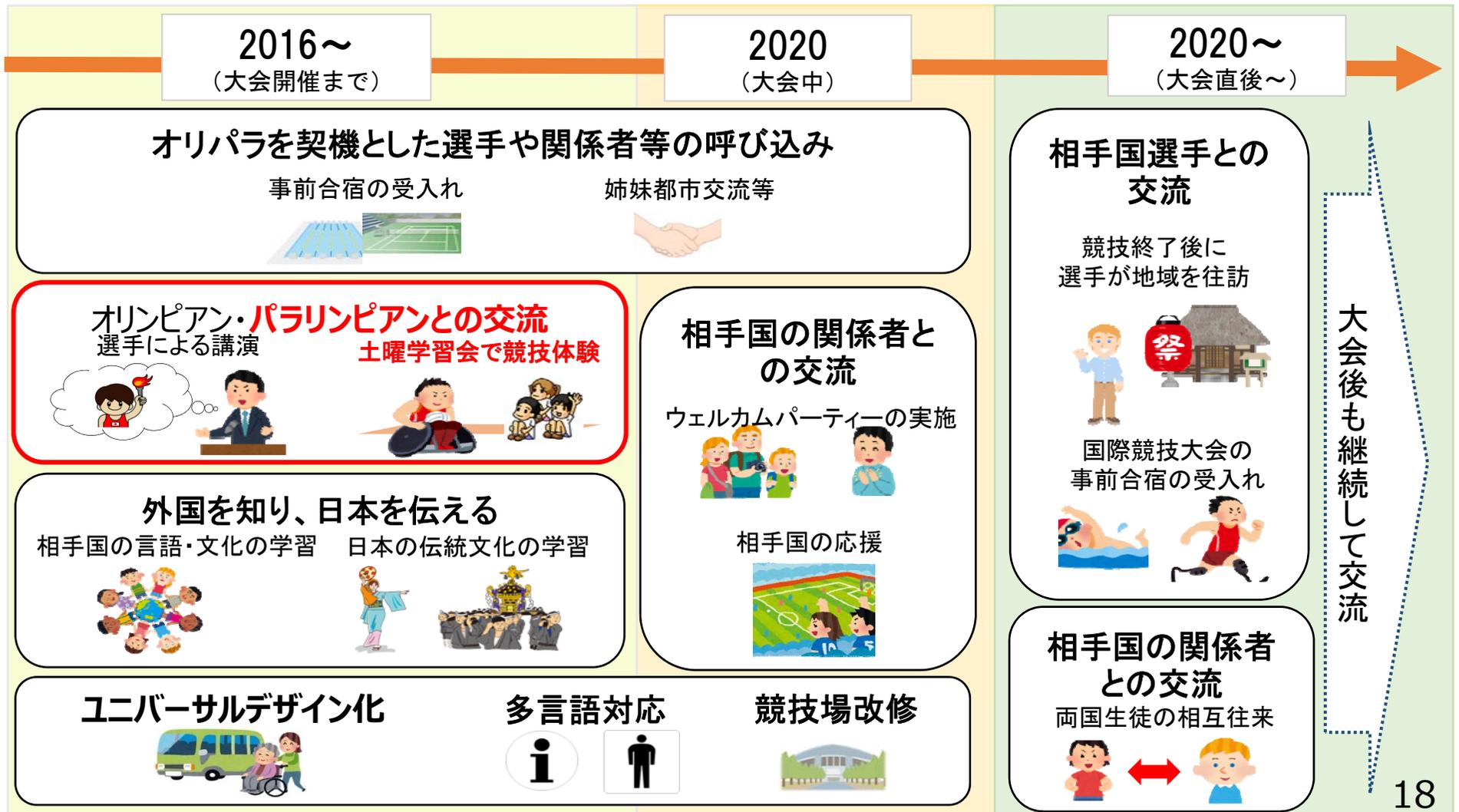


ブタン氏のステートメントの様子  
（平成27年版 防災白書より）

## 16. ホスタウンの推進

東京大会の参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホスタウン」として全国各地に広げることとなっており、参加国・地域の**パラリンピアンとの交流**イベント（パラリンピック競技の体験等）を実施することで心のバリアフリーを広げる取組も、その事業のひとつとなる見込み。

### <ホスタウンの事業イメージ>



## 17. 2012年ロンドン大会後のオリパラ合同イベント・パレード実施

2012年12月、ロンドン**オリンピック・パラリンピック**日本代表選手団が**合同**で、支援と応援に対し感謝を伝えるため「ロンドンオリンピック・パラリンピック 応援ありがとう in 東北」を福島・宮城・岩手の3県で開催。（オリンピック・パラリンピアンが宮城県仙台市で**パレード**と**ふれあいイベント**を実施し、**被災各地を訪問**）



（左写真）  
宮城県仙台市で行われたパレードの様子  
（写真：中西佑介/アフロスポーツ(日本オリンピック委員会HPより)）



（右写真）  
岩手県のふれあい訪問の様子  
（写真：中西佑介/アフロスポーツ(日本オリンピック委員会HPより)）